

平成19年度（平成20年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	187	保険契約準備金	1,012
預貯金	187	支払備金	164
有価証券	6,088	責任準備金	847
国債	3,089	代理店借	3
株式	1,469	再保険借	40
その他の証券	1,528	その他負債	127
有形固定資産	62	未払法人税等	3
その他の有形固定資産	62	未払費用	121
無形固定資産	0	預り金	1
その他の無形固定資産	0	仮受金	0
代理店貸	0	退職給付引当金	13
再保険貸	3	特別法上の準備金	12
その他資産	1,010	価格変動準備金	12
未収金	172	繰延税金負債	351
前払費用	3	負債の部合計	1,560
未収収益	0	(純資産の部)	
預託金	40	資本金	9,750
仮払金	66	資本剰余金	1,750
保険業法第113条繰延資産	726	資本準備金	1,750
その他の資産	0	利益剰余金	6,326
貸倒引当金	0	その他利益剰余金	6,326
		繰越利益剰余金	6,326
		株主資本合計	5,173
		その他有価証券評価差額金	618
		評価・換算差額等合計	618
		純資産の部合計	5,792
資産の部合計	7,352	負債及び純資産の部合計	7,352

(貸借対照表の注記)

1. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法により行なっております。
(会計方針の変更)
法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める定率法によっております。
これにより経常損失及び税引前当期純損失は1百万円増加しております。
(追加情報)
当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。
これによる損益への影響はありません。
3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行なっております。
4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
5. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
6. リース物件の所有者が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
8. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
(1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
9. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間(5年)に基づく定額法により行なっております。
10. 保険業法第113条繰延資産の償却方法は、定款の規定に基づき償却しております。
11. 有形固定資産の減価償却累計額は7百万円であります。
12. 繰延税金負債の総額は、351百万円であります。
なお、繰延税金負債の発生は、その他有価証券の評価によるものであります。
13. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産の他、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機とその周辺機器等があります。
14. 担保に供されている資産の額は有価証券20百万円であります。

15. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額はありません。また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は70百万円であります。
16. 1株当たり純資産額は、16,089円70銭であります。
17. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は65百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
18. 退職給付債務の算定につきましては簡便法を採用しており、退職給付引当金は13百万円であります。
19. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	3,486
保険料等	3,319
再保険	3,259
資産運用	59
利息及び配当	47
有価証券	47
その他	47
退職給付引当金	119
その他	117
その他	1
その他	0
経常費用	4,147
保険金等	823
給付	486
その他	169
再保	1
責任準備金	165
責任準備金	28
資産運用	28
支払	67
有価証券	0
貸倒引当金	67
事業	0
その他	2,454
その他	774
税減保	24
業法第113条	22
償却	726
経常損失	660
特別損失	2
固定資産	0
特別法上の準備	1
価格変動準備	1
税法引当	663
前期税	3
当期税	666

（損益計算書の注記）

1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は200百万円であります。
2. 有価証券評価損の主な内訳は株式 67 百万円であります。
3. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は 5 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 1 百万円であります。
4. 1 株あたり当期純損失の金額は 2,866 円 17 銭であります。
5. 退職給付費用の総額は、3 百万円であります。
6. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。